

生乳リース

項 目	品 目	貸付期 間 (年)
ミルクタンクローリー 及びミルクタンクコン テナ等	ミルクタンクローリー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクトレーラー（ヘッド）	4
	ミルクタンクトレーラー（車台、タンク、メータ）	5
	ミルクタンクコンテナ	7
	ソフトタンク（タンク）	3
	ソフトタンク（洗浄装置）	15
貯乳冷却施設	建物	20
	構築物（さく井工、汚水処理施設）	15
	構築物施設に係る舗装工事	10
	機械器具	10
	汚水処理施設の機械器具	7
オートサンブラ	オートサンブラ、電磁流量計	5
滅菌貯乳施設	建物	20
	構築物	10
	機械器具	10
情報通信機器		5
保冷車		5
冷蔵機能付輸送車		5
宅配専用車		3
経営管理機器	コンピューター（サーバー用を除く）	4
	コンピューター（サーバー用）	5
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6
乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、 アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機 械	10
その他	飲食店用機械	8
	梱包機	9

- 注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。
- 2 ミルクタンクローリー、ミルクコンテナ等及び貯乳冷却施設については、生乳流通の広域化等に対応し、指定生乳生産者団体の集送乳合理化計画に沿ったものである場合に限る。
- 3 本表に記載のない貸付施設がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。